

第七一回

参第二〇号

学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律（案）

（学校教育法の一部改正）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「養護教諭」の下に「、学校司書」を加え、同項ただし書中「事務職員」を「学校司書及び事務職員」に改め、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第四項及び第五項中「掌る」を「つかさどる」に改める。

第二十八条第五項の次に次の一項を加える。

学校司書は、学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第五条の二第一項に規定する専門的職務をつかさどる。

第五十条第一項中「教諭」の下に「、学校司書」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情のあるときは、学校司書を置かないことができる。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第七十条中「第六項」を「第七項」に改める。

第七十条の九中「第六項」を「第七項」に改める。

（学校図書館法の一部改正）

第二条 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（司書教諭）

第五条 学校には、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 司書教諭は、前条第一項第三号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項のうち図書館資料の利用に関するもの及び同項第五号に掲げる事項に係る専門的職務をつかさどる。

第五条の次に次の二条を加える。

（学校司書）

第五条の二 学校司書は、第四条第一項第一号に掲げる事項、同項第二号に掲げる事項及び同項第四号に掲げる事項（図書館資料の利用に関するものを除く。）に係る専門的職務をつかさどる。

2 次の各号の一に該当する者で、大学において文部省令で定める学校図書館に関する科目を履修したもの又は学校司書の講習を修了したものは、学校司書となる資格を有する。

一 大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれ

らの者と同等以上の学力があると認められた者

二 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の規定により司書となる資格を有する者

三 二年以上司書補（図書館法に規定する司書補をいう。以下この号において同じ。）として勤務した者（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校に附属する図書館において司書補に相当する職員として勤務した者を含む。）又は司書補となる資格を得た後二年以上学校司書の職務を助ける事務に従事した者

四 高等学校を卒業した者又は文部省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者で、三年以上学校司書の職務を助ける事務に従事したもの（講習）

第五条の三 第五条第二項の司書教諭の講習及び前条第二項の学校司書の講習は、文部大臣の委嘱を受けて、大学が行なう。

2 前項に規定するもののほか、司書教諭の講習及び学校司書の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

第七条第一号中「司書教諭」の下に「及び学校司書」を加える。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正前の学校図書館法（以下「旧法」という。）第五条第三項及び第四項の規定による司書教諭の講習は、この法律による改正後の学校図書館法（以下「新法」という。）第五条の三の規定による司書教諭の講習とみなす。

3 この法律の施行後三年間は、司書教諭に充てる教諭は、新法第五条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する司書教諭の講習を修了した者であることを要しない。

4 新法第五条の二第二項の規定の適用については、旧法第五条第一項に規定する司書教諭の職務を助ける事務に従事した者の当該事務に従事した期間は、学校司書の職務を助ける事務に従事した期間とみなす。

（旧大学令による大学を卒業した者等の取扱い）

5 新法第五条の二第二項第一号の大学を卒業した者には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校（師範学校及び青年師範学校の予科を除く。）並びにこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを卒業（大学予科にあつては修了）した者を、同項第三号の大学には、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、高等学校、

専門学校及び教員養成諸学校並びにこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを含むものとする。

- 6 新法第五条の二第二項第四号の高等学校を卒業した者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びにこれらの学校に準ずる学校で文部省令で定めるものを卒業（高等学校尋常科にあつては修了）した者を含むものとする。

（関係法律の一部改正）

- 7 市町村立学校教職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「講師」の下に「、学校司書」を加える。

- 8 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び講師」を「、講師」に改め、「以下同じ。）」の下に「及び学校司書」を加える。

- 9 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五口の備考中「助教諭」を「助教諭、学校司書」に改め、同表八の備考中「助教諭」を「助教諭、学校司書」に改める。

- 10 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「講師」を「講師、学校司書」に改める。

- 11 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実習助手」を「学校司書、実習助手」に改める。

- 12 公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び」を「、学校司書及び」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（学校司書の数）

第八条の二 学校司書の数は、六学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と三学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数とを合計した数とする。

- 13 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「限る。」の下に「、学校司書」を加える。

## 理 由

学校図書館に関する専門的職務の一部をつかさどる職員として、小学校等に学校司書を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十九年度において約百九十四億円の見込みである。